

## サステナビリティ基本方針

### 第1条（目的）

本基本方針は、当行がサステナビリティを推進するための基本的な方針を定めるものです。

### 第2条（定義等）

当行におけるサステナビリティとは、中長期的に持続可能な社会的価値創出と企業価値向上の両立をいいます。

2 当行は、サステナビリティを推進し、SDGs等の社会課題解決に貢献します。

### 第3条（ステークホルダーとの協働等）

当行は、サステナビリティ推進にあたっては、お客さま本位の業務運営に努めます。また、お客さまをはじめとしたステークホルダーとの信頼を深め、適切な協働に努めます。

### 第4条（サステナビリティ推進の考え方）

当行は、ステークホルダーにとって重要性が高く、かつ当行の経営理念・ミッション・強み・事業特性等を踏まえ、特に対応すべきサステナビリティに係る課題（以下「マテリアリティ」といいます。）を特定します。

2 当行は、特定したマテリアリティに事業活動の中で取り組むことを通じて、サステナビリティを推進します。

### 第5条（サステナビリティ推進への取組み）

当行は、サステナビリティ推進を経営上の最重要施策と位置づけ、以下のとおり事業活動の中でマテリアリティに取り組むことを通じて、中長期的に持続可能な社会的価値創出と企業価値向上の両立を目指します。

- (1) 日本全国あまねく誰にでも「安心・安全」にご利用いただける金融サービスの開発・提供に取り組めます。
- (2) 地域に根差した金融機関として、地域経済・社会の発展に貢献します。
- (3) 自然と環境を守り、次世代に伝えていくため、環境に配慮した行動に努め、環境課題の解決に取り組めます。
- (4) 人権を尊重した事業活動を行うとともに、社員が健康・安全に働きやすく、多様な個性や働き方が尊重される職場環境を確保します。また、自ら考え行動できる人材の育成に努め、ワーク・ライフ・バランスや働きがい向上をよう取り組めます。

### 第6条（サステナビリティ推進態勢等）

当行は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に則り、ガバナンスの高度化に継続的に努め、以下の態勢等によって、サステナビリティ推進に取り組めます。

- (1) サステナビリティ推進への取組事項について、サステナビリティ委員会にて協議等を行うとともに、経営会議や取締役会に適時・適切に付議または報告します。
- (2) コーポレートスタッフ部門経営企画部担当執行役は、本基本方針に定めるもののほか、サステナビリティ推進への取組みに関し必要な事項を定めるため、サステナビリティ推進手続を制定します。
- (3) 当行のサステナビリティ推進への取組状況は、適時・適切に開示します。

### 第7条（改廃）

本基本方針の改廃は取締役会の決議によって行います。

以上